

○忠岡町働く婦人の家条例施行規則

昭和60年3月13日規則第7号

改正

昭和61年7月1日規則第13号

平成5年12月1日規則第18号

平成8年6月1日規則第9号

平成18年12月28日規則第32号

平成22年12月14日規則第16号

忠岡町働く婦人の家条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、忠岡町働く婦人の家条例（昭和60年忠岡町条例第21号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 働く婦人の家には、次に掲げる施設を設ける。

- (1) 講習室
- (2) 相談室
- (3) 談話室
- (4) 料理実習室
- (5) 託児室
- (6) 軽運動室
- (7) その他働く婦人の家の目的達成に必要な施設

(休館日)

第3条 働く婦人の家の休館日は、次のとおりとする。ただし、特別の理由がある場合は、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日及び火曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。ただし、その日が火曜日に当たるときは、その翌日も休館とする。
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

(使用時間)

第4条 働く婦人の家の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日は午前10

時から午後6時までとする。

(使用許可申請)

第5条 働く婦人の家を使用しようとする者は、使用3日前までに、使用許可申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申込みは、使用日の2カ月前から行うことができる。

(使用の許可)

第6条 町長は、前条の申請を受付したときは、その内容を審査し、管理上特に必要があると認めるときは、その条件を付し使用許可書(様式第2号)を交付する。

(使用料の減免)

第7条 条例第6条の規定に基づく使用料の減額又は免除は、次のとおりとする。

- (1) 勤労婦人及び勤労者家庭の主婦(隣接市の者を含む。)が使用するとき。
- (2) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体が使用するとき。
- (3) 本町が使用するとき。
- (4) その他町長が減免することを相当と認めたとき。

2 前項に規定する減免を受けようとするときは、第5条に規定する使用許可申請書のうち減免申請欄に記入のうえ提出しなければならない。

(特別の設備)

第8条 使用者は、特別の設備を使用しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(建物等の滅失等の届出)

第9条 使用者は、建物附属物又は器具を滅失し、又はき損したときは、直ちに届け出て職員の指示を受けなければならない。

(使用終了の届出)

第10条 使用者は、働く婦人の家の使用を終わったときは、直ちに届け出て職員の検査を受けなければならない。

(遵守事項)

第11条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく附属設備その他器具備品等を持ち出さないこと。
- (2) 許可された使用目的以外の施設及び附属設備その他器具備品等を使用しないこと。
- (3) 許可なく火気を使用し、若しくは危険性の伴う物品を持ち込まないこと。

- (4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれのある行為をしないこと。
- (5) 許可なく物品の販売行為をしないこと。
- (6) 係員の指示に従うこと。
- (7) その他管理上の支障のある行為をしないこと。

(入館の制限)

第12条 次の各号の一に該当する者については、館長は入館を断わり又は退館させることができる。

- (1) 伝染性疾患のある者
- (2) 他人に危害をおよぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類を携帯する者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(働く婦人の家運営協議会)

第13条 働く婦人の家に働く婦人の家運営協議会を置くことができる。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年7月1日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年12月1日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年6月1日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年12月28日規則第32号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月14日規則第16号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。